

商工会議所検定試験の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（素案）

1. 試験会場の準備

- (1) 本ガイドラインによる感染症対策を講じていることを踏まえたうえで、座席の配置は、なるべく1メートル程度以上の間隔を確保する。
- (2) 当該試験会場の使用にあたり、下記について会場管理者等と事前に十分に検討・確認を行っておく。
 - ・混雑を避けるための入退室の方法、導線
 - ・試験会場の換気方法
 - ・トイレの混雑緩和
 - ・昼食会場（自席あるいは会場設置）
- (3) 当日の発熱・咳等の体調不良者のため別室を確保する。
- (4) 未所有者に提供ができるよう、マスクの準備をしておく。また、試験会場および各教室等の入口に手指消毒液を配置する。
- (5) 試験会場のドアノブ、机、椅子など、試験前後に消毒を行う。（座席利用者が異なる場合は、その都度消毒を行う）
- (6) 個々の受験者がどの席で受験したか把握できるようにしておく。（受験番号と座席番号のひもづけ等による）
- (7) 感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に備えて、あらかじめ所轄の保健所との連絡体制を整えておく。

2. 試験日までの対応

- (1) 受験申込時等において、受験者全員の連絡先（電話、eメール等）を把握し、急遽試験中止する場合や試験後に感染者が出たことが判明した場合に、至急連絡がとれるようにしておく。当該連絡先は試験後、1ヶ月以上を目安に管理・保存する。
- (2) 受験申込者に対して、申込時に以下を周知し、同意のうえご受験いただく。
 - ①下記に該当する場合は、受験をお断りする場合がある。
 - ・発熱（37.5度以上）、咳、咽頭痛等の症状がある場合
 - ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合
 - ・過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合
 - ・過去2週間以内に同居している者に感染が疑われた場合
 - ②受験者のなかで感染者が判明した場合は、個人情報について必要に応じて保健所等の公的機関に提供される場合がある。

3. 試験当日の対応

- (1) 試験委員はじめ試験運営関係者に対して以下について周知徹底する。
 - ・マスクやフェイスシールド等の着用、手指消毒等の感染対策を励行し、自らの体調不良がある場合は速やかに申し出る。
 - ・受験者の健康管理や発熱・咳等の症状があった場合の具体的な対応を確認しておく。
 - ・ゴミ処理の際には必ずマスクと手袋を着用し、処理後には必ず手洗いを徹底する。
 - ・密集が発生しないよう、受験者に適切な間隔の確保を促す。
 - ・受験者に大声での会話を慎むように注意する。
 - ・受付やトイレ等で行列ができた際には、間隔を空けた整列を促す。
 - ・試験問題、解答用紙など配布、回収の際は受験者と直接接触しないように注意する。
 - ・昼食等休憩中は業務に関連する必要最小限の会話に留めるよう努める。
- (2) 受験者に対して、以下を要請する。
 - ・試験場および周辺地域においてはマスクを着用する。
(未所有者に対してはマスクを配布する)
 - ・休憩時間や昼食時等において他者との接触、会話を極力控える。
 - ・試験会場への入退出時に消毒液による手指消毒を行う。
- (3) 受験者の健康状態を確認するために、受験者各自に当日朝の検温を依頼し、37.5 度以上の発熱がある場合、もしくは軽度であっても咳などの症状がある場合は、受験を控えていただく。
- (4) 試験会場においては、可能な限り換気に努める（少なくとも休憩時間においては、窓や入口を開けるなどして十分に換気を行う）。

4. 受験者のなかで感染者が判明した場合

試験実施後、受験者のなかで感染者がいた旨が判明した場合、保健所の要請に従い対応する。